

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係） 1

二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係） 4

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和三年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に四千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 令和三年度における借入金額の額に相当する額 <u>三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円</u></p> <p>六～八 略</p> <p>（令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）</p> <p>第四条の二 略</p>	<p>附則</p> <p>（令和三年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に六千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 令和三年度における借入金額の額に相当する額 <u>三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円</u></p> <p>六～八 略</p> <p>（令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）</p> <p>第四条の二 略</p>

2 令和四年度から令和三十七年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三 略

3 6 略

(令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財

源不足額(第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに

決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

2 令和四年度から令和三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三 略

3 6 略

(令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財

源不足額(

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した第十條第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの條の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一條 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十二條の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この條において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二條第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四條に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この條及び次條において同じ。）及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に一兆五千億円を加算した額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和三年度震災復興特別交付税額及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した

この條の規定の

適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一條 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十二條の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この條において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二條第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四條に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この條及び次條において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆千二百十二億九千五百四十万八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆千二百十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十六年度までの各年度にあつては二十六兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和四年度	千億円
令和五年度	三千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十七年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十七年度までの各年度にあつては二十七兆六百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和四年度	千億円
令和五年度	三千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円

<p>令和九年度 令和十年度</p>	<p>八千億円 九千億円</p>
<p>2・3 略</p> <p>(交付税特別会計における繰入れの特例)</p>	
<p>第十条 略</p>	
<p>2 略</p>	
<p>3 令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。</p>	
<p>4 略</p>	
<p>令和九年度 令和十年度</p>	<p>八千億円 九千億円</p>
<p>2・3 略</p> <p>(交付税特別会計における繰入れの特例)</p>	
<p>第十条 略</p>	
<p>2 略</p>	
<p>3 令和三年度及び令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。</p>	
<p>4 略</p>	